

○鹿児島県警察の警察用船舶の運用に関する訓令 (平成10.10.28 鹿児島県警察本部訓令31)

題名…改正〔平成25.3訓令6〕

改正 前略…平成25.3訓令6

(趣旨)

第1条 この訓令は、鹿児島県警察における警察用船舶の運用について、必要な事項を定めるものとする。

(準拠規程)

第2条 警察用船舶の運用については、警察無線通話要則（昭和40年警察庁訓令第3号）及び鹿児島県警察の警察用船舶の管理に関する訓令（平成11年鹿児島県警察本部訓令第25号。以下「管理訓令」という。）及び警察用船舶広域運用推進要綱（昭和63年3月18日丙勤発第12号）によるほか、この訓令の定めるところによる。

本条…一部改正〔平成17.2訓令2〕

(運用方針)

第3条 警察用船舶は、その機動力及び通信機能を最高度に発揮し、警察活動全般の効果を高めるよう運用しなければならない。

(地域課長の責務)

第4条 生活安全部地域課長は、警察本部長（以下「本部長」という。）の命を受け、警察用船舶の運用に関する企画、調整及び指導・教養に当たり、その責に任ずるものとする。

(管理、使用及び運用責任者)

第5条 警察用船舶の管理責任者及び使用責任者は、管理訓令の定めるところによる。

2 警察用船舶の運用に関する責任者（以下「運用責任者」という。）は、警察用船舶の配置を受けた所属の長とする。

3 運用責任者は、管理責任者の指揮監督を受け、配置を受けた警察用船舶の運用について直接責任を負う。

本条…一部改正〔平成11.11訓令24、25.3訓令6〕

(運用責任者の職務)

第6条 運用責任者は、次に掲げるところにより警察用船舶の計画的かつ効率的運用に努めなければならない。

- (1) 警察用船舶の乗務警察官をその都度、指定すること。
- (2) 警察用船舶の活動区域内に警ら区及び警ら路線を設定すること。
- (3) 月間運用計画を策定し、その実施に当たること。
- (4) 警察用船舶の運用に関し、「乗務員」を指揮監督すること。

2 運用責任者は、前項第3号の月間運用計画を策定及び実施するに当たっては、他所属からの応援要請及び鹿児島県警察用船舶広域運用計画（以下「広域運用計画」という。）に定める広域運用を入れて行うものとし、広域運用計画については、本部長が別に定める。

3 運用責任者は、翌月の警察用船舶の運用計画の策定について、毎月25日までに月間運用計画（別記第1号様式）により、生活安全部地域課長を経て管理責任者の承認を受けなければならない。

本条…一部改正〔平成25.3訓令6〕

(任務及び活動区域)

第7条 警察用船舶は、別表に定める警察用船舶の活動区域において、船舶警ら、訪船連絡、待機等の方法により、任務の遂行に当たるものとする。

(警ら区及び警ら路線)

第8条 警ら区は、普通警ら区及び特別警ら区とし、普通警ら区は当該警察用船舶の係留港を中心として2時間から3時間の間に警ら等の活動を実施できる区域、特別警ら区は普通警ら区以外の活動区域とする。

- 2 前項の各警ら区に設定する警ら路線は、それぞれの警ら区に対応して、普通路線及び特別路線とする。
- 3 広域運用計画に基づく管外広域運用は、運用責任者において路線を指定して行うものとする。

本条…一部改正〔平成11.11訓令24、25.3訓令6〕

(勤務時間割)

第9条 勤務方法別の勤務時間は、乗務員の数、治安状況等を勘案し、運用責任者が適宜定めるものとする。

(運用計画の変更)

第10条 乗務員は、警察用船舶の故障その他の理由により、第6条に規定する運用計画及び前条に規定する勤務時間割による活動ができないときは、速やかに運用責任者の承認を受け、計画を変更して実施しなければならない。

本条…一部改正(平成25.3訓令6)

(警察官の乗務)

第11条 運用責任者は、警察用船舶を第7条に規定する活動のため出動させる場合は、特別の事情がない限り、制服警察官を乗務させなければならない。

2 乗務警察官は、勤務中、責任者として活動中における取扱い事案につき、運用責任者の指揮を受けて処理するとともに、警察用船舶の運航について指揮・統制を行うものとする。

3 警察官が同時に2人以上乗務する場合は、上級者又は先任者を乗務責任者とする。

本条…一部改正(平成11.11訓令24)

(訪船連絡)

第12条 乗務警察官は、船舶警ら中必要ある場合は、停泊中の船舶に対し訪船連絡を行い、市民との良好な関係の保持に努めるとともに、各種情報の収集に当たるものとする。

(携帯品等)

第13条 乗務員は、第7条に規定する活動に従事する場合は、所定の装備のほか、次に掲げるものを携行しなければならない。

- (1) 遭難者救助及び死体捜索のための用具
- (2) 諸願届用紙及び救急箱
- (3) 夜間にあつては、投光器

(航行時の服務心得)

第14条 乗務員は、警察用船舶の運航に関し、他の法令及び管理訓令に定めるもののほか、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 出港前警察用船舶の点検を行い、航行の安全を期すること。
- (2) 活動中は、服装を端正にし、厳正な規律の下に行動すること。
- (3) 航行中は、昼夜とも必ず見張員をつけること。
- (4) 訪船連絡その他必要により、他の船舶に接舷し、又は陸地に接岸した場合は、警察用船舶の保全に必要な乗務員を警察用船舶に残留させ、その安全を確保する

こと。

- (5) 船舶警らを行う場合は、その目的を十分達成できるよう船舶警らの場所、時間等に応じ速度の緩急に留意すること。
- (6) 乗務員は、警察用船舶の出港又は帰港に際しては警察用船舶名（呼出局名）、船舶警ら路線、所用時間、異状の有無等を、活動中は30分ごとに活動状況、異状の有無等を、それぞれ通信指令室又は警察署通信室に報告又は連絡すること。
- (7) 不感地帯を通過する際はあらかじめ、その地域及び通過所要時間を、通過後は速やかにその旨を、通信指令室又は警察署通信室に報告又は連絡すること。
- (8) 活動中は特別の支障のない限り、常時、無線局を開局しておくこと。

本条…一部改正(平成11.11訓令24)

(関係機関との連絡協調)

第15条 運用責任者は、海上保安部、税関その他関係機関と常に緊密な連絡を保ち、任務の円滑な推進に努めなければならない。

(報告)

第16条 運用責任者は、前月の警察用船舶の運用結果を毎月10日までに警察用船舶月報（別記第2号様式）により、管理責任者を経て本部長に報告しなければならない。

本条…一部改正(平成25.3訓令6)

附 則

- 1 この訓令は、平成11年1月1日から施行する。
- 2 鹿児島県警察の警察用船舶の運用に関する訓令（昭和45年鹿児島県警察本部訓令第13号）は、廃止する。

附 則 （平成11.11.5訓令24）

この訓令は、平成11年11月8日から施行する。

附 則 （平成17.2.25訓令2）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 （平成18.9.26訓令27）

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 （平成25.3.21訓令6）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

警察用船舶活動区域

配置所属	警察用船舶名	活動区域
生活安全部地域課	さくらじま	屋久島以北の沿海
奄美警察署	おおしま	奄美大島以南の沿海

本表…全部改正(平成11.11訓令24)、一部改正(平成17.2訓令2、18.9訓令27)、全部改正(平成25.3訓令6)

別記

第1号様式 (第6条関係)

署長	副署長	課長	課長代理	主任	係

警察用船舶月間運用計画

日	曜	船名	船種	職員名	用務	運行時間	用務内容等	年	月
								潮夕	干潮時間 満潮位
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									

本様式…追加〔平成25.3訓令6〕

第2号様式 (第16条関係)

警 察 用 船 舶 月 報 (月 分) 所 属 (年 月 日)

船名	出動日数	項目	自主協力				捜査・取扱い								
			件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員					
出動時間	防犯・活発・動向・捜査・その他取扱い	刑法													
		出入国管理及び外国人登録法													
		旅券法													
		関税法													
		関税定率法													
		関税特例法													
		外国為替及び外国貿易管理法													
		輸出検査法													
		漁業法													
		水産資源保護法													
休憩日数	広報・活発・特命・訓練・試験・備他	漁業関係法令													
		船舶安全法													
		船舶職業法													
		船舶法													
		港則法													
		港湾法													
		海上衝突予防法													
		海上交通安全法													
		海上運送法													
		海難審判法													
検査	事故・事件・命・不・足・他	水難救護法													
		航路標識法													
		水路業務法													
		水先法													
		河川法													
		港湾運送事業法													
		水上安全・水浴場等の警備													
		麻薬・覚せい剤取締法													
		関係取締法													
		公害関係取締法													
報告	その他	毒物劇物取締法													
		労働基準法													
		その他													
		合計													
		保護その他取扱い	その他	被救助者の救助											
				病人等の保護											
				安死取扱い											
				被救助船舶の救助											
				漂流物拾得											
		その他													
合計															

本様式…追加(平成25.3訓令6)